

議会への提案に対する回答（令和7年度）

No	提案内容	回答
1	<p>野良猫による糞尿被害や敷地内での出産で迷惑している方、空腹でかわいそうに思いエサをあげる方、共通の思いはそんな野良猫を減らしたいということだと思います。野良猫を排除するのではなく野良猫問題を地域の生活環境問題としてとらえ地域住民が主体となって適切に管理していく「地域猫活動」をしませんか！地域猫活動とは、周辺住民の合意を得て地域にいる野良猫の不妊去勢手術を行い、エサのやり方や糞の始末に関するルールを定めて継続的に管理をします。不幸な子猫を減らし、人と動物が共生できる地域にしていく活動です。私は令和3年から4年の2年間活動をして、30匹の猫を不妊去勢手術をしました。私個人では近所の猫をつかまえるのが精一杯なので議員さん達は市内各地で活動をしてもらえれば不幸な猫が減ると思います。詳細は岡山県動物愛護センターのHPをごらんになれば概要が理解できます。賛同いただける方には是非前向きに検討していただきたいのです。</p>	<p>「地域猫活動」に関するご提案について、地域住民の生活環境や動物愛護の観点から見ても、課題であると認識しておりますが、主に地域での合意形成や継続的な取組が求められる性質のものであり、地域コミュニティ主体の活動として進められることが望ましいと考えます。</p> <p>このため、議会として直接的に事業に関わることは現時点では難しいという判断となりましたが、不幸な猫を減らし、人と動物が共に暮らせる環境づくりを目指す有意義な取組であると考えておりますので必要に応じて調査や議論の対象として検討してまいります。</p> <p>引き続き、市民の皆さまからのご意見を真摯に受け止め、暮らしやすい井原市を目指して取り組んでまいりますのでよろしくお願いたします。</p>
2	<p>市民会館の使用予約ですが、ホワイエのみを予約するのは使用日の3ヶ月前になってます。</p> <p>他の市のホワイエは6ヶ月前なので準備事がやりやすく、今度他の市を利用しようか迷っています。</p> <p>井原（ホワイエ）も6ヶ月前からの予約に変更してもらいたいです。</p>	<p>市民会館の使用予約についてのご意見・ご提案について、市の担当部署（市民会館62-3313）に確認したところ、「まず、ホワイエのみの使用につきましては、井原市民会館条例施行規則により使用日前1か月から予約が可能としております。</p> <p>また、大ホールの使用につきまして、入場するにはホワイエを経由する必要があり、舞台や観客席、ホワイエを含んだ形での予約のみ受け付けており、使用日前6か月から予約が可能としております。</p> <p>こうした構造上、大ホールとホワイエを異なる行事に貸し出すことは困難であり、大ホールの利用・予約を優先するための措置として理解をいただきたいと考えます。」とのことでした。</p> <p>議会におきましては、市の実施する各種事業や施策に注視してまいります。</p> <p>今後も、市民の皆様からのご意見を伺いながら、市政発展のため活動してまいりますので、よろしくお願いたします。</p>

議会への提案に対する回答（令和7年度）

No	提案内容	回答
3	<p>太陽光発電設置における条例制定についての要望</p> <p>このたび、我が家の隣地に突然太陽光発電が設置されることになりました。隣地の地主（人島市在住）が土地をウエストホールディングに売却したためです。</p> <p>設置するにあたって詳しい説明などはなかったため、土地の確認の立ち合いの日に、心配される事項を確認し、こちらからの要望を出しました。それが十分に遂行されるかが懸念されることです。自然の中で穏やかに生活していた我が家の環境は、残念ながらこれで一変してしまう事になります。</p> <p>太陽光発電は耕作放棄地や山林等に設置されることが多いのですが、その場所が民家のすぐ隣だったということも少なくないと思います。その場合、何の落ち度もない住民が迷惑を被ることも多々あると考えられます。</p> <p>そこで、民家の近くに太陽光発電を設置する場合に、住民に十分な説明をすること、住民の意見を尊重して民家から離れたところに設置すること等、住民の生活のレベルが守られるような条例を設置していただきたく、要望いたします。</p> <p>赤磐市の太陽光パネルの問題を鑑みれば、同じことが井原市に起こることも十分に考えられます。早急な対策をお願いいたします。住民の生活を守って下さい</p>	<p>太陽光発電設置における条例制定についてのご意見・ご提案について、市の担当課（環境企画課62-9515）に確認したところ、「太陽光発電の導入は、再生可能エネルギー普及に向けた有効策である一方、その導入に当たっては、設置場所の安全確保や環境保全、設置する場所の近隣住民とのトラブルなどが全国的にも問題になっています。</p> <p>こうした中、岡山県は県民の不安を解消し、安全で安心な生活の確保に配慮した太陽光発電の普及及び拡大に寄与することを目的に、令和元年10月1日に「岡山県太陽光発電施設の安全な導入を促進する条例」を制定し、太陽光発電施設の適正な導入に取り組んでおります。同条例では、設置者の責務として、太陽光発電施設を設置等するにあたり地域住民に対して情報提供に努めなければならないとされており、同施行規則では設置する土地の区域に隣接する地域の住民への十分な情報提供を行う等、当該施設の設置等について理解を得られるよう適切な措置を講ずることと併せて、太陽光発電施設から発する稼働音、電磁波、反射光等が地域住民及び周辺環境に影響を与えないよう、適切な措置を講ずることとされております。</p> <p>現在、本市独自の条例制定の予定はございませんが、脱炭素社会を実現する上で重要な再生可能エネルギーの一つである太陽光発電事業を、今後も安全安心に推進することができるよう、岡山県が行っている取り組みを周知していきたいと考えております。」とのことでした。</p> <p>議会におきましては、市の実施する各種事業や施策に注視してまいります。今後も、市民の皆様からのご意見を伺いながら、市政発展のため活動してまいりますので、よろしくをお願いいたします。</p>

議会への提案に対する回答（令和7年度）

No	提案内容	回答
4	<p>「選挙投票率を上げるには」 いつも大勢の市議会議員の皆様には市政に対してご尽力くださりありがとうございます。先日の井原市議会議員選挙を含め投票率がだんだん下がっています何故でしょうか。市民はどうせ他人ごと対岸の火事としてとらえていると思います。この傾向を無視続けているのは今後市政に対して無関心の方が増えるばかりになります。ただその反面、行政としては意見が少なくなりよりやり易くなるのは残念です。現在投票へ行かない方々に行くようにするにはかなりの行政への興味を示さない限り増えることは無いと思います。投票に行かない人のアンケートとかをとって検証してみても良いと思います。</p> <p>それから斬新な意見ですが、選挙権（18歳含）がない高校生に投票所立会人をボランティア（有償）をしてもらい選挙への関心を早くから持ってもらえるような教育をしてみてもはどうでしょうか。そもそも何故その考えを思ったかという成人式への参加者が減少していた頃に高校生に受付のボランティアをしてもらったら関心上がるのではと意見をしました。そして井原市が動いてもらい実現したところ、のちに参加者が増える傾向がでた成功ケースがあります。</p> <p>そうした事から井原市がファーストペンギンになり全国先駆けに行動を起こせば次々と同じことを取り入れていく自治体も増え少しでも将来政治に関心を持つ井原市そして日本になると願っています。</p>	<p>「選挙投票率を上げるには」についてのご意見・ご提案について、市の担当課（総務課62-9506）を通じて、井原市選挙管理委員会に確認したところ、「投票に行かない人へのアンケートにつきましては、対象者の特定が困難であることなどから難しいものと考えております。理由はいくつかございますが、日本国憲法で規定されるいわゆる「選挙の3原則」のうち「投票の秘密」については、「投票したかどうかの事実」も含まれると解釈されるため、本委員会が保有する投票に関する個別の情報を利用することができないことが挙げられます。</p> <p>また、18歳未満を含む高校生が投票立会人を行うことにつきましては、18歳から29歳までの有権者を対象に投票立会人の公募を行っている一方で、18歳未満の高校生に関しては公職選挙法に抵触するため、困難と考えております。」との回答でした。</p> <p>議会におきましては、過去に高校生を対象に主権者教育を実施したことがあります。今後につきましては、市政や議会に興味、関心を持ってもらえるような活動に取り組んでまいりたいと考えております。</p> <p>今後も、市民の皆様からのご意見を伺いながら、市政発展のため活動してまいりますので、よろしくお願いいたします。</p>

議会への提案に対する回答（令和7年度）

No	提案内容	回答
5	<p>〈図書館の新設（改築）希望〉                      現在市内の図書館は利用者が多いにもかかわらず、駐車場所や閲覧スペース、さらに言えば学習スペース（受験勉強などのとき、ツタヤ利用者も多いです。とても疑問です。私は自分の大学受験の勉強はその時住んでいた町の図書館毎日利用していました。（30年前ですが。））が全くありません。子育て支援や高齢者の介護予防で他自治体で図書館が再評価され、数多く建てかえされています。井原市もよろしくお願ひします。</p>	<p>「図書館の新設（改築）希望」についてのご意見・ご提案について、市の担当部署（井原図書館62-0822）に確認したところ「本市には、井原図書館、芳井図書館および美星図書館の3つの図書館があり、それぞれ図書館には駐車場所や閲覧スペース、閲覧スペースを兼ねた学習スペースを設置し、多くの方にご利用をいただいております。</p> <p>現在、本市の公共施設等の維持更新につきましては、「井原市公共施設等総合管理計画」、「井原市公共施設個別施設計画」に基づき進めているところであり、図書館につきましても、各計画において、井原、芳井および美星の3図書館それぞれに、今後の対応方針を定めているところであります。</p> <p>その内容として、まず、井原図書館につきましては、今後も「存続」する施設として、定期的に点検を行い、予防保全に取り組みながら、経過年数等を踏まえ計画的に改修を行うこととし、建て替え等については、「複合化・多機能化を前提に検討する」こととしております。</p> <p>次に、芳井図書館は、芳井生涯学習センターと複合施設となっていることから、同施設に準じて「存続」する施設として定期的に点検を行い、予防保全に取り組みながら、経過年数等を踏まえ計画的に改修を行うこととしております。</p> <p>最後に、美星図書館は、美星支所内にあることから美星支所に準じて「現状使用」とする施設として定期的に点検を行い、予防保全に取り組みながら、安全な限り使用するとしております。</p> <p>現時点におきましては、教育委員会では当該計画に基づき、維持管理に努めることとしており、ご希望のありました「図書館の新設や改築」につきましては、貴重なご意見として承り、今後、図書館の老朽化に伴う改築や建て替え等を検討する時期が到来した際には、広く市民や図書館を利用される皆様のご意見などをお聞きしながら、図書館に対するニーズ、利便性などを考慮し、誰もが利用しやすい施設となるよう、複合化や多機能化を含めた様々な観点から具体的な方針を研究してまいりたいと考えております。」とのことでした。</p> <p>井原市議会といたしましても、こうした市の方向性を共有しながら、市民の皆様の声を丁寧受け止め、図書館の機能や役割が時代に応じて充実していくよう引き続き議論を重ねてまいります。</p> <p>今後も、市民の皆さまからのご意見を伺いながら、市政発展のため活動してまいりますので、よろしくお願ひいたします。</p>

議会への提案に対する回答（令和7年度）

No	提案内容	回答
6	<p>いつも井原市会議員の皆様には井原市の発展にご尽力下さりありがとうございます。</p> <p>井原市民病院で8/26ドック受診し胃カメラ先生の接客対応についての意見を申し上げます。</p> <p>胃カメラ検査室に入室して先生に「お願いします」といっても返事が返えず、パソコンを見て振り向きもしてもらえず、しかも検査始めのあいさつ「お願いします」も言っても応答は無く、あることに、いきなり無口で鼻へカメラを入れ、引き続き無視され検査始めから終わりまで、状況説明も一切無く無口で淡々と写真を撮り続け、鼻からカメラが抜けても何も言われず、入室時に「ありがとうございます」と言っても、私に見向きも微動もせず完全無視され続けられた。</p> <p>どうしてここまで無視が出来るのかが、わかりません。人に寄り添えない人は医師としてどうかと思う。加えて言うと受診者は物では無いと先生に伝えたい。そんな人は井原市民病院には相応しくない、更に、井原市民の歌詞にある「ここに結ぼう人の輪を、ともに結ぼうあたたかく」とあるが全然当てはまらないと感じる。いくら医療腕が良くてもそんなのはそれは関係ない問題である。</p> <p>これが今の井原市民病院の現状です。いくら看護師や事務員スタッフ皆さんの対応が良くても健診者は総合的に評価判断をすることになり先生1人の態度だけで井原市民病院全体が台無しになってしまいます。この事態でも普通に日常化した資質では今後1人ひとりと診てもらう人が減って病院の未来はありません。</p> <p>これには誰が悪いのではなく井原市市民、故に井原市民の代表の井原市会議員もが目を向けて良くしていかなければ改善できないと思います。些細な事からではありますが市民の命を守る大事な施設を守っていきたいです。</p>	<p>ご意見をいただきました内容につきましては、井原市民病院へ申し伝えておきます。</p> <p>議会におきましては、市の実施する各種事業や施策に注視してまいります。今後も市民の皆様からのご意見等を伺いながら、市政発展のため活動してまいりますので、よろしくお願いいたします。</p>

議会への提案に対する回答（令和7年度）

No	提案内容	回答
7	<p>市長・市議会議員に立候補する者の最終学歴確認の厳格化についてご承知のとおり、静岡県伊東市長の学歴詐称疑惑が表面化し、市役所には多くの苦情が寄せられ、職員はその対応に追われ精神的にも体力的にも疲弊されている様子であります。</p> <p>また、今後市議会議員選挙に5～6千万円、その後市長選が行われれば、合計で約1億円の市費が必要のようです。（国の助けはないようです。）</p> <p>公職選挙法等では立候補者に対して、学歴の要件はないので、当然学歴を証明する卒業証書或いは卒業証明書の提出も求めておらず、今回このような事態になったものであります。公職選挙法等が直ちに改正されなければ、来年の井原市長選挙に間に合いません。井原市においても同様なことが起こらないとも言い切れませんので、全国に先駆け議会提案（条例案提出等）として、選挙公報・選挙ポスター等に最終学歴を記載する者は、学歴を証明する書類を求めべきだと考えますが如何でしょうか。</p>	<p>選挙管理委員会事務局（62-9506）に確認したところ、現在、井原市では市長・市議会議員に立候補する際には、公職選挙法に基づく届出書と定められた添付書類が提出された後、選挙管理委員会によって必要事項の記載と添付書類を確認し立候補届出書を受理という流れであり、卒業証明書の添付は求められていません。</p> <p>ご提案の「全国に先駆けて議会提案（条例案件提出等）として選挙公報・選挙ポスター等に最終学歴を記載する者は、学歴を証明する書類をもとめるべき」につきましては、卒業証明書等の提出義務化は学歴詐称疑惑への対応として一定の効果は期待できると思われませんが、提出された証明書が正規のものと確認することも必要となること、また、事務を著しく停滞されることが想定されます。</p> <p>以上のことから議会での判断は困難であり、ご指摘の提案につきましては選挙管理委員会にお伝えし、対応について検討して頂くこととし、井原市議会としてご指摘の条例の制定については、現在は考えていませんのでよろしくお願いいたします。</p> <p>今後も、市民の皆様からのご意見を伺いながら、市政発展のため活動してまいりますので、よろしくお願いいたします。</p>

議会への提案に対する回答（令和7年度）

No	提案内容	回答
8	<p>井原市が実施した「ふるさと井原みらい参画ユース会議」の募集（チラシおよびGoogleフォーム）に応募しました。しかし応募後、「他の応募者はいない」「あなたがどう動くかで決まる」などの説明を受け、正式な中止や延期の連絡もなく、事業自体が消滅したように扱われました。</p> <p>なお、この事業では公費によるチラシ作成・個人情報の収集が行われています。</p> <p>この企画には、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公募事業として成立していながら、説明責任・報告が行われていない</li> <li>・個人情報を収集したにも関わらず、利用目的や保管状況の説明がない</li> <li>・広報印刷費などの公金が執行されているが、成果報告が存在しない</li> </ul> <p>などの問題があると考えています。</p> <p>市民参画事業としての信頼性を確保するために、以下を検討いただきたいです。</p> <p>応募があった事業の実施・中止の判断経緯と予算執行状況の報告 若者参画事業における運営責任の明確化 公募で個人情報を扱う際の管理・通知体制の整備 市民・若者が安心して意見を届けられる仕組みの再設計</p> <p>若者が市政に関心を持ち、声を届けようとしたときに、その声が正しく受け止められない仕組みになっているのは非常に残念です。今回の意見自体が「若者の声を行政に届ける」きっかけになれば幸いです。</p>	<p>ご提案につきまして、市の担当課（生涯学習課63-3347）に確認したところ、「当課が令和6年度に企画いたしました「ふるさと井原みらい参画ユース会議（以下、ユース会議）」につきましては、本事業の趣旨にご賛同の上お申込みいただきましたにも関わらず、現段階で実施に至っておりませんこと、まずは深くお詫び申し上げます。</p> <p>このたび、令和7年10月6日付電子申請にていただきました「議会へのご提案」について、次のとおり回答いたします。</p> <p>まず、「公募事業として成立していながら、説明責任・報告が行われていない」とのご指摘について、でございます。</p> <p>ご指摘のとおり、本事業は応募者が1名であったため、「ユース会議」としての活動は困難であると判断いたしました。この状況につきましては、「議会への提案」でも触れられているとおり、応募者ご本人様には口頭で「応募者が1名であったこと。その場合はユース会議としての活動が困難であること。また既存事業の中で本事業の趣旨を活かした他の活動を計画していること。」をご説明し、ご意見をお伺いいたしました。</p> <p>その後、応募者ご本人様から、後日、「ユース会議についてもまたお話をさせていただきます」との回答をいただきましたので、当課としましては、その後の申込状況などを注視しながら、引き続き、対応を検討していたところでありました。しかしながら、その後も新たな申し込みはなく、応募者ご本人様だけであったため、必要な説明および報告しなければならない事項は全てお伝えしております。</p> <p>2点目の「個人情報を収集したにも関わらず、利用目的や保管状況の説明がない」とのご指摘について、でございます。</p> <p>個人情報の収集につきましては、申込フォーム内に「個人情報等の取り扱いについて」を明記し、その内容をご確認・ご了承いただいた上でお申込みいただく形式を取っております。したがって、申請者にはその旨に同意いただいた上でのご応募であること、また、当課はその規定に則り、情報の利用および保管については厳正に実施しております。</p> <p>3点目の「広報印刷費などの公金が執行されているが、成果報告が存在しない」とのご指摘について、でございます。</p> <p>当課といたしましては、「ユース会議」の企画趣旨自体は必要なものと考えており、令和7年10月6日現在もユース会議の申込フォームは公開して参加者を募ると同時に、既存事業を応用する形で「ユース会議」の企画趣旨を含めた取り組みを実施するための準備を進めている段階でありますので、現時点で「ユース会議」に</p>

議会への提案に対する回答（令和7年度）

No	提案内容	回答
		<p>限定した成果報告は作成しておりません。</p> <p>しかしながら、参加者を募集した際に作成した印刷経費につきましては、予算執行の手続きに則り、ユース会議を含む「ふるさと井原の未来を創るひとづくり事業」の令和6年度決算書で、適正に報告を行っております。</p> <p>最後に、市民参画事業としての信頼性確保のためにいただいたご提案につきましては、当課が担当する「ふるさと井原の未来を創るひとづくり事業」において、ユース会議のみならず、若者の夢や志を応援する取り組みの拡充を目指し、事業を継続しているところです。</p> <p>このたび、いただいた貴重なご意見を真摯に受け止め、今後も信頼性確保に努めながら事業を展開してまいります。」とのことでした。</p> <p>議会におきましては、市の実施する各種事業や施策に注視してまいります。</p> <p>今後も、市民の皆様からのご意見等を伺いながら、市政発展のため活動してまいりますので、よろしくお願いいたします。</p>

議会への提案に対する回答（令和7年度）

No	提案内容	回答
9	<p style="text-align: center;">令和7年10月20日</p> <p>井原市議会 議長 山下憲雄 様</p> <p style="text-align: center;">出部小学校内児童クラブ移転に関する提案書</p> <p>拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃は、井原市の未来を担う子どもたちの健全育成にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。</p> <p>さて、井原市は『ぼっけえ すくすくプラン』を推進されるとともに、『井原市子ども計画』の基本理念として（P. 20）、『すべての子ども若者が個人として尊重され、健やかに成長し、安心して子どもを生み育てられるまち・いばら』を掲げておられます。この度の出部小学校の空き教室不足に伴う「出部地区児童クラブ」「いずえっ子第2クラブ」のいずれかの移転検討に関し、クラブの利用者および関係者一同は、市当局が子育て支援環境の維持に努力されていることを承知しております。しかしながら、現行の移転案（地場産業センター4階）は、市の掲げる計画の理念と目標達成を困難にするものであり、児童の安全、福祉、および運営の持続可能性の観点から、看過できない重大な問題を含んでおります。つきましては、『井原市子ども計画』の趣旨に立ち返り、下記の通り具体的な要望事項を提出させていただきます。ご賢察のうえ、実効性のあるご配慮を賜りますよう、謹んでお願い申し上げます。</p> <p style="text-align: center;">敬具</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>○要望事項 放課後児童クラブの新しい移転先を選定、あるいは現行地での環境整備を行うにあたり、児童の安全・福祉、人権、および送迎者の負担軽減を最優先とする施策の実現を強く要望いたします。</p> <p>1. 子どもの安全と人権を確保できる専用環境の整備 ○不特定の他施設利用者が児童クラブ専用のトイレ空間に容易に入</p>	<p>ご提案につきましては、市政運営に関わる重要な課題を含んでいると判断し、厚生文教委員会において所管事務調査として取り上げ、調査および協議を行いました。</p> <p>本件につきましては、現時点において予算案などの議案の提出には至っておらず、また、来年4月以降の委託先についても正式な決定がなされていない状況であったことから、不確定な要素を踏まえた上での調査となりました。</p> <p>委員会では、今日に至るまでの経緯や出部地区におけるクラブ利用者数、関係する設置基準の確認、現候補地の選定理由について資料の提出を求め、あわせて立地条件や施設の間取り等について説明を受けました。</p> <p>その上で、出部地区から出されている課題に対する行政の認識を確認するとともに、考え得る対応策や代替案の可能性について質疑を行い、委員から意見が述べられました。</p> <p>今後も、市民の皆さまからのご意見を伺いながら、市政発展のため活動してまいりますので、よろしくお願いいたします。</p>

議会への提案に対する回答（令和7年度）

No	提案内容	回答
	<p>衛生管理、プライバシー保護の観点から)</p> <p>2. 身体的および精神的な負担の少ない立地の確保 ○障害のある児童を含め、全児童が安心・安全に徒歩で登所できる、学校からの移動距離が短く、危険箇所が少ない立地であること。</p> <p>3. 送迎者の負担を軽減するアクセス環境の確保 ○エレベーターが稼働しない延長保育時間であっても、乳幼児を抱えた方や高齢で身体に痛みのある方などが、無理なく上り下りできるアクセス環境（エレベーター利用の確約、または低層階の利用）であること。</p> <p>4. 外遊びによる健全育成環境の維持 ○児童の心身のリフレッシュのため、校庭や公園などの外遊びができる場所に容易にアクセスできる環境であること。</p> <p>○理由（要望事項 提案を必要とする具体的な理由）</p> <p>1. 専用環境の整備 【人権・プライバシーの保護】不特定の外部利用者がいる共同トイレでは、不審者対応のリスクが高まるだけでなく、支援員による対応（声掛け、緊急清掃、※異性児童への配慮に伴う付き添い等）が外部の目に触れることによる児童のプライバシー侵害が避けられません。専用の環境整備は、子どもの人権と尊厳を守る最低限の条件です。</p> <p>2. 負担の少ない立地の確保 【児童の安全確保】知的障害や情緒に障害のある児童が、安心して日常的にクラブまで徒歩で登所するためには、移動距離が短く、公道や交差点による危険性が少ない立地であることが必須です。現在の移転案は、これらの児童の安全確保に重大な懸念を生じさせます。</p> <p>3. 送迎者の負担軽減 【子育て支援の持続可能性】エレベーターが使えない時間帯に、乳幼児を抱えた保護者や高齢の祖父母が4階まで階段を上り下りすることは、身体的負担が極めて大きく、クラブの利用継続を断念せざるを得ない状況を生じさせ、結果的に市の子育て支援施策の効果を</p>	

議会への提案に対する回答（令和7年度）

No	提案内容	回答
	<p>4. 外遊び環境の維持                      学校で過ごした児童は、学習や集団生活を通じて様々な感情を抱えて来所します。外で体を動かす活動は、ストレスや緊張を解消し、心身をリフレッシュさせる上で不可欠です。児童の健全な発育を促し、「こども計画」に沿った質の高い生活環境を提供するためにも、校庭や公園へのアクセスが容易な環境が必要となります。</p> <p>※「異性児童への配慮に伴う付き添い」とは</p> <p>1. 安全確認のための声かけ・付き添い</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 若い児童の安全確認：低学年の児童は、トイレの使い方が不慣れであったり、怪我の危険がある場合があるため、性別を問わず支援員がトイレの前まで付き添い、声かけをすることがあります。</li> <li>・ 障害のある児童への支援：障害のある児童の場合、トイレ利用に介助が必要な場合や、パニックを起こさないように見守りや声かけが必要な場合があります。</li> </ul> <p>2. プライバシーと人権への配慮</p> <p>問題となるのは、異性の支援員が児童のトイレ利用に関わる状況です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 例：男性支援員が女児のトイレ利用をサポートする場合</li> </ul> <p>○女児がトイレに行きたがった際、そのクラブで唯一の支援員が男性だった場合、安全管理のためにトイレの前まで付き添う必要が生じます。</p> <p>○このとき、外部の利用者がいる共同トイレでは、男性支援員が女性トイレの前で待機している状況が不自然に見えたり、外部の目に触れることによる女児の心理的負担やプライバシー侵害のリスクが高まります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 例：緊急時の対応</li> </ul> <p>○児童がトイレを著しく汚してしまった際（排泄物の失敗など）、緊急で清掃・着替えの対応が必要になることがあります。この際も、外部の不特定多数の利用者がいる共同トイレでは、児童への対応自体が外部にさらされることになり、児童の尊厳に関わる問題となります。</p>	

議会への提案に対する回答（令和7年度）

No	提案内容	回答
	<p>において、「地場産業センターへの移転であれば、クラブの利用継続を断念し、他のクラブへの転籍を希望する」との意見が複数確認されました。しかし、他のクラブは既に満員状態にあるか、低学年児童が徒歩で1時間近くを要する丘の上に立地しており、実質的な「クラブ難民」の大量発生は避けられません。</p> <p>『井原市こども計画』が目指す「すべてのこどもの健やかな成長」の理念を具現化するためにも、放課後児童クラブの環境は安全・安心が確保されたものでなければなりません。つきましては、上記要望の実現が、市の最上位計画である『ぼっけえ すくすくプラン』の達成に寄与することを確信し、市議会議員各位の建設的なご審議をお願い申し上げます。</p>	
10	井原図書館にWi-Fi設置してほしいです	<p>ご提案の内容について、市の担当課（生涯学習課63-3347）に確認したところ、現時点では館内へのWi-Fi（無線LAN）設備を設置する予定はありませんが、館内には資料検索等を目的として、来館者が自由に利用できる検索用パソコンを1台設置しているとのことでした。</p> <p>議会としましては、いただいたご提案について、市政に対するご意見として全議員へ共有し、今後の議員活動や政策提言の参考とさせていただくことといたします。</p> <p>今後も、市民の皆さまからのご意見を伺いながら、市政発展のため活動してまいりますので、よろしくお願いいたします。</p>

議会への提案に対する回答（令和7年度）

No	提案内容	回答
11	<p>『井原市議会への意見・提案』</p> <p>『当選した市長・市議会議員が選挙に関する公報・掲示ポスター等（後援会資料を含む）に最終学歴を掲載していた者の最終学歴証明書等の提出義務化について』</p> <p>先に提案しました『市長・市議会議員に立候補する者の最終学歴確認の厳格化』に対するご回答（令和7年12月9日付け回答）誠にありがとうございました。</p> <p>しかし、まるで執行部が、できない理由を並べての消極的なご回答でした。できない理由を探すより、できる可能性を探す努力をするべきはないでしょうか。なので標記のとおり、できそうな内容で再度提案をさせていただきます。</p> <p>『当選した市長・市議会議員が選挙に関する公報・掲示ポスター等（後援会資料を含む）に最終学歴を掲載していた者の最終学歴証明書等の提出義務化について』であります。</p> <p>（立候補者する者を当選した者へと変更し、厳格化を削除しました。）</p> <p>提出された証明書等が正規のものかを確認する作業を省略し、本人自らが提出することと、義務化するだけのルール（市条例）を制定する提案です。学歴詐称疑惑への対応としての効果が期待できるものと思料します。</p> <p>また、後日問題等が表面化した際には、証拠物件となります。なので、正規かどうかを判断する必要もないですし、事務を著しく停滞させることもありません。それから、選挙管理委員会に対応を検討して頂くではなく、立法機関である議会が調査検討を行なって条例をつくり、その条例により執行していくのが行政機関の役割であると理解しているのですが、この理解は間違いなのでしょうか？</p> <p>次期市長選挙までには、まだ間に合うと思いますので、是非前向きなご回答をよろしくお願い申し上げます。</p>	<p>前のご提案の「全国に先駆けて議会提案（条例案件提出等）として選挙公報・選挙ポスター等に最終学歴を記載する者は、学歴を証明する書類をもとめるべき」につきましては、卒業証明書等の提出義務化は学歴詐称疑惑への対応として一定の効果は期待できると思われませんが、提出された証明書が正規のもの確認することも必要となることが想定され、届出受理の事務が著しく増大し事務職員の負担増に繋がると恐れ、以上のことを踏まえてご指摘の提案につきましては選挙管理委員会にお伝えし、対応について検討していただくこととしました。</p> <p>回答は、学歴詐称は法律に罰則規定があり、防止策の一つとなっているため井原市選挙管理委員会において独自の制度設計・条例等は考えていないとのことであります。</p> <p>その後、今回のご提案についても同様にお伝えしたところ、前回と同様に考えていないとの回答でありました。</p> <p>井原市議会としても、誰もが立候補しやすい環境を優先すべきと考えているところであり、立候補するにあたり学歴偏重にも繋がりがねないご指摘の条例の制定については、考えていませんのでよろしく願いいたします。</p>

議会への提案に対する回答（令和7年度）

No	提案内容	回答
12	<p>井原運動公園野球場にネーミングライツ（命名権）を導入し契約法人を募集してみてもはどうでしょうか。市の財源確保の一環</p> <p>メリット 施設の管理・保全・地域貢献                      保全 スコアボード・ネット・土・芝生・時計など</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高校野球の地区予選大会・開催</li> <li>・ 野球合宿（ルートインホテル宿泊）</li> <li>・ 地区の花火大会にも使用有り</li> <li>・ 近隣の野球大会開催</li> </ul>	<p>ネーミングライツについて、企画振興課（62-9504）に確認したところ、「公共施設を適切に維持管理し、利用者の方へ質の高いサービスを継続的に提供するためには、安定的な財源の確保は不可欠です。施設の維持管理コストが増加する中、新たな財源確保に向けた検討を行うことは、持続可能な行政運営を推進する上でも重要であると考えております。</p> <p>その手法の一つとして、施設の名称に企業名等を冠する『ネーミングライツ（命名権）』制度は、施設運営の財源確保のみならず、民間活力の導入による施設の魅力向上や愛着の醸成に寄与する有効な手段であると考えております。</p> <p>近隣自治体におけるスポーツ・文化施設への導入や、井原鉄道の駅名での活用事例などにみられるとおり、本制度は市民生活に浸透した一般的な手法として定着しつつあるものと認識しています。</p> <p>本市においては、現時点で制度導入施設はございませんが、実施に当たっては、対象施設の選定基準から契約締結に至るまでの基本的な考え方を示すルール等の整備や利用者への影響を十分に精査する必要があると考えます。</p> <p>市といたしましては、持続可能な施設管理のあり方について、他自治体の先行事例も参考にしながら検討してまいりたいと考えております。」とのことでした。</p> <p>今後も、市民の皆様からのご意見等を伺いながら、市政発展のため活動してまいりますので、よろしくお願いいたします。</p>